

事業系ごみの

分け方・出し方

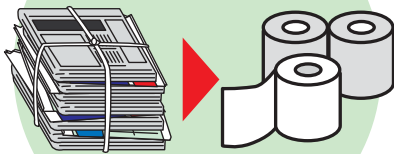
3Rを推進しよう

リデュース
(Reduce)

物を大切に
してごみを
減らす

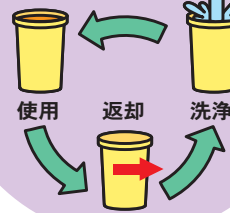


リサイクル
(Recycle)



ごみを資源として
再び利用する

リユース
(Reuse)



使えるものは
繰り返し使う

事業所から
出る廃棄物

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物の
うち、法令で定められた廃棄物

許可を受けた産業廃棄物処理業者に
処理を委託してください。
詳細については県にお問い合わせください。
連絡先は、P14に記載しております。

事業系一般廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物の
うち、産業廃棄物以外の廃棄物

このパンフレットを
参照してください。

※千代田クリーンセンター、長井クリーンセンター、小国中継施設
には、産業廃棄物の搬入(持ち込み)はできません。

『置賜広域行政事務組合』HPからパンフレットをダウンロードできます。

置賜広域

検索

<https://www.okikou.or.jp>

●トップページ → 事業者のみなさまへ → 事業系ごみの分け方・出し方



QRコードからも
アクセスできます

置賜広域行政事務組合

米沢市 長井市 南陽市 高畠町
川西町 白鷹町 飯豊町 小国町

目次

1. 事業系ごみの分け方・出し方 P 1
2. 事業者の責務 P 2
3. 資源物の分別・リサイクルの方法 P 3
4. 一般廃棄物収集運搬許可業者一覧 P 7
5. 事業系ごみ分別一覧 P 8
6. 置賜3市5町の事業系ごみの現状と目標 . . . P 12
7. 事業系ごみに関するQ & A P 13
8. MEMO・お問い合わせ先 P 14

▶ 事業系ごみとは？

◆営利・非営利に関わらず、事業活動に伴うすべてのごみのことです。

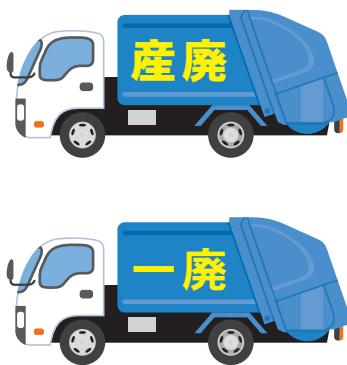
捨てるときの注意！

❌ 事業所からのごみは少量でも家庭ごみ（生活系ごみ）の収集所には出せません！

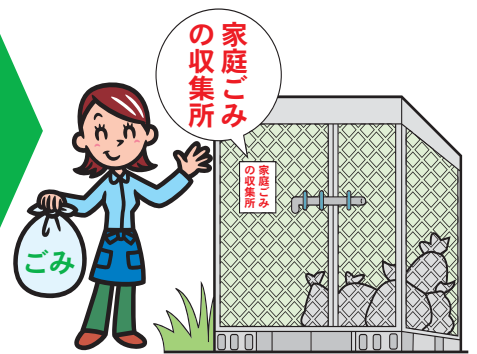
例：住宅と一体になっている店舗

2階が自宅

【事業所からのごみ】



【家庭からのごみ】

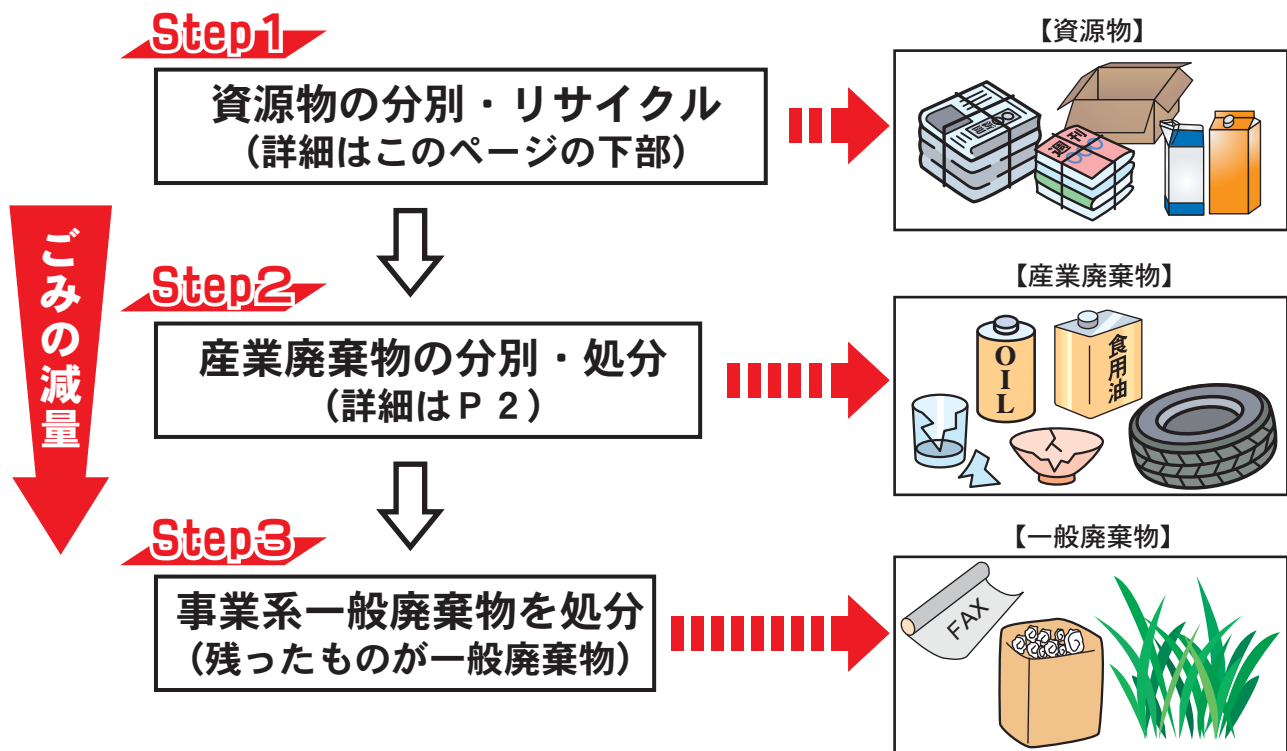


店舗部分から出たごみは、自ら処理施設に搬入するか、収集運搬許可業者（一廃・産廃）に委託してください。（詳細はP 7）

1階が店舗

自宅部分から出たごみは、収集所に出すことになります。

事業系のごみの分け方・出し方



品 目	例	搬 入 先
資源物 古紙類	新聞	古紙類リサイクル事業者 事業者は、家庭ごみの収集所に資源物を出すことはできません。 【詳細はP3・P4】
	折込チラシ	
	段ボール類	
	コピー用紙等	
	雑誌類	
	雑がみ類	
	シュレッダーくず	
	機密文書	
	調理くず	
野菜くず		
廃棄食品(売れ残り商品)		
木くず類	伐採した樹木・剪定枝	木くず類リサイクル事業者 【詳細はP6】
	木製家具	
	割り箸	

事業者の責務

事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条において、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任で適正に処理すること及び廃棄物の再生利用と減量に努めることが義務付けられています。また、廃棄物の減量や適正処理について自治体の施策に協力することが定められています。

自らの責任
で処理

3Rの推進

市や町の
施策への協力

※ 3R(スリーアール)とは、リデュース(Reduce:物を大切に使い、ごみを減らす)、リユース(Reuse:使える物は繰り返し使う)、リサイクル(Recycle:ごみを資源として再び利用する)などの3つのR(アール)の総称です。

産業廃棄物の種類と例

産業廃棄物は次の区分に分類されます。あらゆる事業活動に伴って生じたものと、特定の事業活動に伴って生じたものです。

		分類	例
あらゆる事業活動に伴うもの	産業廃棄物の区分	廃プラスチック類	発泡スチロール、ビニール製品、廃タイヤ(合成ゴムくず)、合成皮革、合成繊維等
		ゴムくず	天然ゴムくず
		金属くず	机(スチール製)等
		ガラスくず、陶磁器くず、コンクリートくず	ガラス製のコップ、石こうボード等
		がれき類	コンクリート、レンガ、瓦などの破片等(工作物の新築、改築又は解体に伴って生じたもの)
		燃えがら	焼却炉等の焼却残灰等
		汚泥	製造、排水処理等で排出される全ての汚泥、建設汚泥
		廃油	食用油、エンジンオイル等
		廃酸	写真定着液、廃硫酸、廃塩酸、酸性廃液等
		廃アルカリ	写真現像廃液、苛性ソーダ廃液、アンモニア廃液等
		銚さい	電気炉等の銚さい等
		ばいじん	ばい煙発生施設等の集じん機ダスト等
			貨物流通用の木製パレット(パレットへの貨物の積つげのために使用した梱包用の木材を含む)
			水銀を含むもの
特定の事業活動に伴うもの	産業廃棄物の区分	紙くず	建設業、紙製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から排出される紙くず
		木くず	建設業、木製品製造業、パルプ製造業、物品賃貸業から排出される木くず
		繊維くず	建設業、繊維工業から排出される天然繊維くず
		動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業で原料として使用した動植物に係る不要物
		動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、豚、馬、にわとり等のふん尿
		動物の死体	畜産農業から排出される牛、豚、馬、にわとり等の死体
		動物系固形不要物	と畜場等から排出される獣畜及び食鳥に係る固形状の不要物
※		以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないものも産業廃棄物になります。(例えば コンクリート固形化物)	

資源物の分別・リサイクルの方法

【事業所からのごみを減らしてリサイクルを進めることは、事業所自体にも大きなメリットがあります。】

コスト削減

事業所のイメージアップ

「ごみ」は、分別することで資源となります。資源物の品目、引渡量、回収、持ち込み等の条件によって、「有料」が「無料」「買取」と可能性が広がります。

【①～③のパターンでごみを処理する費用を考えてみよう。】

	分別	運搬	処理	備考
①	しない	許可業者に依頼	ごみ処理	運搬費+処理費
②	しない	自分で運搬	ごみ処理	処理費
③	する	自分で運搬	ごみ処理&リサイクル(一部)	処理費(一部減)

コスト削減

～ 処理費用としては、① > ② > ③ となる可能性があります。～

◆ リサイクル事業者と必ず事前に連絡を取り、処理したい物の種類や分別の内容、回収、持ち込みの日時を相談・確認しましょう！ ◆

古紙類

ごみ減量とリサイクルの主役は、古紙類！
事業所から出る古紙類、段ボール等は、分別の徹底によって減量効果が大きく見込めます。
置賜地域における古紙類のリサイクル事業者はP4のとおりです。

■ 禁忌品を取り除きましょう！

禁忌品が混ざると、再生された紙に悪影響を及ぼし、製品として使用できなくなります。

【再生できない紙】



感熱紙



ビニールコート紙



写真



カーボン紙
ノーカーボン紙



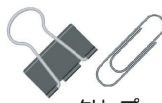
油紙



紙コップ等の
ワックス
防水加工紙

点字用感熱発泡紙なども×

【紙以外の物】



クリップ



ファイルの金具



ガムテープ



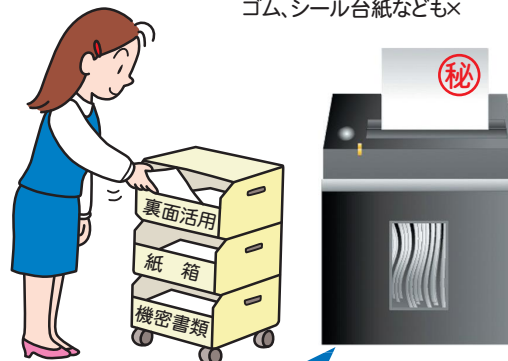
とじひも

ゴム、シール台紙なども×

★ 機密文書のリサイクル

機密文書のシュレッダーを自ら行うと手間やコストがかかりますが、専門の事業者へ依頼すれば、負担も軽減され、リサイクル効率も高まります。

文書の取扱い、破碎方法等を含め、P4のリサイクル事業者にご確認のうえ、リサイクルにご協力をお願いします。



自社でシュレッダー処理した紙くずもリサイクルできる場合があります。

古紙類リサイクル事業者

※平成31(2019)年1月時点

事業者名	所在地	電話番号	取扱品目								引渡方法	
			新聞	折込チラシ	段ボール類	コピー用紙類	雑誌類	雑がみ類	シュレッダーくず	機密文書	持ち込み	訪問回収
小形商店	米沢市六郷町一漆55-14	37-3144	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(有) カトウ衛生企業	米沢市大字竹井437-1	28-1253	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(有) 厚生社	米沢市大字舘山262-2	23-8105	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(有) 後藤クリーン商会	米沢市大字赤崩18727-2	38-2160	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
小関商店	米沢市城西2-4-5	24-5056	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中央清掃(有)	米沢市大字花沢3119-18	22-6100	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(株) 原幸商店	米沢市大字花沢3448-1	21-3751	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
村上商店	米沢市大町2-2-43	23-1804	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山形故紙回収(株)	米沢市窪田町窪田1244-6	37-2246	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鷲尾商店	米沢市中央4-11-7	23-6188	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(有) 渡辺商店	米沢市城北1-3-28	23-0670	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(株) 北原産業	長井市緑町11-37	88-2391	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
竹田商店	長井市本町2-9-45	88-2564	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沼澤産業(有)	長井市五十川4174-1	88-4513	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(有) 舟山商店	長井市幸町4-19	88-2768	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
渡部商店	長井市成田3102-21	84-1711	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(株) 大竹商店	南陽市漆山664-1	47-2211	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(有) 県南エコサービス	南陽市鍋田1934-7	43-4247	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(有) 南陽清掃社	南陽市赤湯814	43-2205	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(有) 山形マルテイ	南陽市上野1531-3	40-2290	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
県南リサイクルセンター(協)	高島町大字石岡379-1	58-0066	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(有) 高島厚生社	高島町大字高島2437-20	52-4703	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(有) 高島清掃	高島町大字高島2607-1	52-0235	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(有) 高万商店	高島町大字根岸273	52-4354	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

品目や引渡量(訪問回収を依頼する場合は回収場所までの距離など)によって「有料」「無料」「買取」のいずれかとなります。詳しくはリサイクル事業者へお問い合わせください。

厨芥類（生ごみ）

事務所からは年間約357万トンが食品ロスとして破棄されており、世界の食糧支援（約320万トン）を大きく上回っています。（平成27年度推計値）

食品ロスとは、飲食店での食べ残しや調理の過程でまだ食べられるのに捨てられている食べ物のことです。

厨芥類（生ごみ）の減量対策も、食品リサイクル法の施行により本格的に取り組まなければなりません。生ごみを大量に排出しているスーパーや飲食店などは、積極的にリサイクルし、生ごみの減量に取り組みましょう。

置賜地域における一般廃棄物の厨芥類（生ごみ）のリサイクル事業者は次のとおりです。

厨芥類（生ごみ）リサイクル事業者

※ 平成31(2019)年1月時点

事業者名	所在地	電話番号	取扱品目			引渡方法		依頼が可能な市町
			調理くず	野菜くず	廃棄食品 (完れ残り商品)	持ち込み	訪問回収	
沼澤産業(有)	長井市五十川4174-1	88-4513		○			○	長井
(有)高島厚生社	高島町大字高島2437-20	52-4703	○	○			○	高島
(有)高島清掃	高島町大字高島2607-1	52-0235	○	○	○	○	○	高島

※ 厨芥類（生ごみ）は廃棄物として引渡しとなるため、事業所が所在する市町の一般廃棄物収集運搬許可を受けたりサイクル事業者に依頼してください。リサイクル事業者がない市町は一般廃棄物としての処分となります。許可業者（詳細はP7）に依頼してください。また、事業活動によっては、産業廃棄物となる可能性があります。（詳細はP2）

※ 品目、引渡数量及び引渡条件（訪問回収を依頼する場合は回収場所までの距離など）によって料金が異なります。詳しくはリサイクル事業者へお問い合わせください。

◎食品提供側（飲食店）にお願いしたいこと

食品ロスを減らすため、宴会の幹事さんに「3010」運動を呼びかけましょう。また、2つの減量のポイントを参考に、できる取り組みから始めましょう！

さんまるいちまる

3010運動

料理で食べ切れない物は早めに
エアしよう

〈味わいタイム〉

- 宴会の開始後**30分**間は、料理を楽しもう！

〈食べ切りタイム〉

- お開き前**10分**間は、自席に戻り食べきる！残った料理は周りの人と分け合おう！



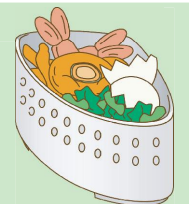
ポイント1 発生を抑制する

食材管理の徹底や使い切りに心がけましょう。食べ切りメニューやバラ売りを選択するなどして無駄をなくしましょう。



ポイント2 水切りを徹底する

厨芥類（生ごみ）の8割余りは水分です。水切りを徹底することで、大幅に減量化でき処理費用が削減できます。



木くず類

事業所の敷地内の植込み等から発生する木くず類（伐採した樹木、剪定枝、木材等）については、粉碎して合板の原料チップやボイラーの燃料チップにしたり、堆肥化したりすることができます。また、木製家具や割り箸もリサイクル可能です。できる限りリサイクルをお願いします。

置賜地域における一般廃棄物の木くず類のリサイクル事業者は次のとおりです。

木くず類リサイクル事業者

※ 平成31(2019)年1月時点

事業者名	所在地	電話番号	取扱品目			引渡方法		依頼が可能な市町
			伐採した樹木・剪定枝	木製家具	割り箸	持ち込み	訪問回収	
(有) 県南チップ	米沢市大字三沢26100-26	26-1225	○	○	○	○		米沢
(有) 厚生社	米沢市大字舘山262-2	23-8105	○			○		米沢
中央清掃(有)	米沢市大字花沢3119-18	22-6100	○	○	○	○	○	米沢
(有) エコファーム長井	長井市寺泉4249-2	83-3402	○			○		長井
長井環境(株)	長井市時庭1894-1	83-2111	○	○	○	○		長井
沼澤産業(有)	長井市五十川4174-1	88-4513	○			○	○	長井
(有) 白山企業	長井市白兎1484	88-1488	○	○		○	○	長井
(株) イトウ	南陽市元中山2231-1	49-2524	○			○		南陽
ウィル(株)	南陽市荻3452-7	40-1730	○	○	○	○		南陽
(株) 大竹商店	南陽市漆山664-1	47-2211	○	○	○	○	○	南陽
みどり環境建設(株)	高畠町大字相森147-2	51-1102	○	○		○		高畠
(株) 伊藤造園土木	飯豊町大字椿2529-12	72-3935	○			○	○	飯豊
中津川バイオマス(株)	飯豊町大字宇津沢588	87-0111	○			○	○	飯豊

※ 木くず類は廃棄物として引渡しとなるため、事業所が所在する市町の一般廃棄物収集運搬または処分の許可を受けたリサイクル事業者に依頼してください。リサイクル事業者がない市町は、一般廃棄物としての処分となります。許可業者（詳細はP7）に依頼してください。また、事業形態によっては、産業廃棄物となる可能性があります。（詳細はP2）

※ 品目、引渡数量及び引渡条件（訪問回収を依頼する場合は回収場所までの距離など）によって料金が異なります。詳しくはリサイクル事業者へお問い合わせください。

一般廃棄物収集運搬許可業者一覧

※ 平成31(2019)年1月時点

事業者名	所在地	電話番号	市町別許可状況							備考	
			米沢	長井	南陽	高島	川西	白鷹	飯豊		小国
(有) カトウ衛生企業	米沢市大字竹井437-1	28-1253	○								
金沢清掃(有)	米沢市花沢町1-9-87	23-0965	○								
(有) 厚生社	米沢市大字舘山262-2	23-8105	○								
(有) 後藤クリーン商会	米沢市大字赤崩18727-2	38-2160	○								
塩谷物流(有)	米沢市大町5-4-21	23-1415	○								
中央清掃(有)	米沢市大字花沢3119-18	22-6100	○								
(株) 原幸商店	米沢市大字花沢3448-1	21-3751	○								
文化清掃(有)	米沢市大字川井2851	28-1399	○								
米沢環境事業(協)	米沢市花沢町1-9-81	26-4511	○								
米沢清掃(有)	米沢市中央2-5-54	22-6440	○								
鷺尾商店	米沢市中央4-11-7	23-6188	○								
(有) 渡辺商店	米沢市城北1-3-28	23-0670	○								
(有) エコファーム長井	長井市寺泉4249-2	83-3402		○							木くず、動植物性残渣のみ
小笠原建設(株)	長井市九野本2217	84-2240		○							木くずのみ
置賜クリーン設備(株)	長井市九野本718	84-5005		○					○		
(有) 沼澤興業	白鷹町大字浅立5798-2	85-3356		○				○	○		
沼澤産業(有)	長井市五十川4174-1	88-4513		○							
(有) 白山企業	長井市白兎1484	88-1488		○							
(有) 舟山商店	長井市幸町4-19	88-2768		○							
渡部商店	長井市成田3102-21	84-1711		○					○		
(有) 今泉商店	南陽市羽付303-3	45-3939			○						
(株) 大竹商店	南陽市漆山664-1	47-2211			○						
尾形興業(有)	南陽市宮内4633-2	47-2537			○	○	○				
(有) 県南エコサービス	南陽市鍋田1934-7	43-4247			○	○					
(有) 南陽清掃社	南陽市赤湯814	43-2205			○						
(有) 山形マルテイ	南陽市上野1531-3	40-2290			○						
大浦工業(株)	高島町大字相森145-1	52-0204				○					木くずのみ
(有) 高島厚生社	高島町大字高島2437-20	52-4703				○					
(有) 高島清掃	高島町大字高島2607-1	52-0235				○					
(有) 高万商店	高島町大字根岸273	52-4354				○					
(有) きれい社	川西町大字上小松4213-1	42-6167					○		○		
(株) クリーン総業	白鷹町大字十王5055	85-5737						○			
テルス(株)	白鷹町大字荒砥甲433-5	85-2910						○			
(株) 伊藤造園土木	飯豊町大字椿2529-12	72-3935							○		木くずのみ
中津川バイオマス(株)	飯豊町大字宇津沢588	87-0111							○		木くずのみ
(有) 中央清掃	小国町大字緑町1-10	62-2437								○	

※ 収集運搬を委託する際は、事業所が所在する市町の一般廃棄物収集運搬許可を受けていることが必要です。

事業系ごみ分別一覧

【区分： 一 廃 一般廃棄物 産 廃 産業廃棄物 資 源 資源物「古紙類・厨芥類(生ごみ)・木くず類」】

あ
▽
く

品名	区分	備考
アクリル板	産廃	
アダプター	産廃	
雨具	産廃	
あ 網戸(金属)	産廃	
アルバム	産廃	
アルミサッシ	産廃	
安全靴	産廃	
衣装ケース(プラ)	産廃	
イス	産廃	
イス(木製)	一廃	特定業種は「産廃」(詳細はP2)
い 一斗缶(油容器、食料品、調味料)	産廃	
衣類	産廃	材質が天然繊維の場合は「一廃」
イヤホン	産廃	
インクリボン、インクの容器	産廃	販売店等の回収へ、内容物があれば汚泥
う 植木	資源	「一廃」として処分する場合は直径20cm、長さ200cm以内
ウエス	一廃	材質が化学繊維の場合は「産廃」油が多く染み込んだものは「産廃」
ウレタンマット	産廃	
え エアコン	産廃	家庭用機器の場合はリサイクル
延長コード	産廃	
塩化ビニールパイプ	産廃	
鉛筆	一廃	特定業種は「産廃」(詳細はP2)
お オイルの缶	産廃	
オーブントースター	産廃	
落ち葉	一廃	
折込チラシ	資源	
か カーテン	産廃	材質が天然繊維の場合は「一廃」
カーテンレール	産廃	
カーボン紙	一廃	
鏡	産廃	
傘	産廃	材質が紙製・木製の場合は「一廃」
カセットコンロ	産廃	
カセットテープ	産廃	
カセットボンベ(卓上コンロ用)	産廃	

品名	区分	備考
カタログ	資源	防水加工しているものは「一廃」
カッター	産廃	
花瓶	産廃	材質が木製の場合は「一廃」
壁紙(プラスチック製)	産廃	
紙おむつ	一廃	汚物は流してから処分
紙コップ	一廃	特定業種は「産廃」(詳細はP2)
紙製箱	資源	防水加工しているものは「一廃」
紙パック(牛乳等)	資源	内部をアルミコーティングしているものは「一廃」
紙袋	資源	プラスチック製の取っ手は除去
か ガムテープ	一廃	材質がプラスチック製の場合は「産廃」
カメラ	産廃	
画用紙	資源	
ガラス(窓ガラス等)	産廃	
カレンダー	資源	金属部分は除去
かわら	産廃	
缶	産廃	
換気扇	産廃	
乾電池	産廃	
感熱紙	一廃	
き キーボード	産廃	
キッチンペーパー	一廃	
機密文書	資源	
脚立	産廃	
給油機	産廃	
教科書	資源	防水加工しているものは「一廃」
金庫	産廃	
く 空気清浄機	産廃	
空気清浄機のフィルター	産廃	
クーラーボックス	産廃	
釘	産廃	
草	一廃	
草刈り機	産廃	
靴	産廃	材質が天然皮革の場合は「一廃」

捨てればごみ、分ければ資源

【区分： 一 廃 一般廃棄物 産 廃 産業廃棄物 資 源 資源物「古紙類・厨芥類(生ごみ)・木くず類」】

品名	区分	備考
く	クッション	産廃 材質が天然繊維の場合は「一廃」
	クリアファイル	産廃
	クリップ	産廃
	車のホイール	産廃
	軍手	産廃 材質が天然繊維の場合は「一廃」
け	蛍光管(蛍光灯)	産廃
	蛍光ペン	産廃
	血圧計(電気式)	産廃
	結束バンド	産廃
こ	工具のケース	産廃
	合成革製品	産廃
	合成ゴム	産廃
	コードリール	産廃
	コーヒーフィルター(コーヒーがら)	一廃
	コーヒーミル	産廃
	コーヒーメーカー	産廃
	コップ	産廃 材質が木製の場合は「一廃」
	コピー機	産廃
	コピー用紙の包装紙	資源 防水加工しているものは「一廃」
	ゴム手袋	産廃
	ゴム長靴	産廃
	ゴムホース	産廃
	コンクリートくず(ブロック)	産廃
さ	雑誌	資源
	皿	産廃 材質が紙製・木製の場合は「一廃」
	ざる	産廃 材質が天然繊維の場合は「一廃」
	三角コーナー	産廃
	三脚	産廃
	三輪車	産廃
し	シーツ	産廃 材質が天然繊維の場合は「一廃」
	CD、CDのケース	産廃
	CDラジカセ	産廃
	辞典	資源 防水加工しているものは「一廃」

品名	区分	備考
し	自転車	産廃
	写真	一廃
	ジャッキ	産廃
	修正液、修正テープ	産廃
	充電器	産廃
	シュレッダーくず	資源 特定業種は「産廃」(詳細はP2)
	照明器具	産廃
	食品トレイ	産廃
	食用油	産廃
	食用油のボトル	産廃
す	食器	産廃 材質が木製の場合は「一廃」
	新聞	資源
	水槽	産廃
	スーツケース	産廃
	スキャナー	産廃
	スコップ、雪ハネ	産廃
	スタンプ台	産廃
	スパナ	産廃
	スプレー缶	産廃
	スポンジ	産廃
スレートかわら	産廃	
せ	石油ストーブ、ファンヒーター	産廃
	石膏	産廃
	洗濯機	産廃 家庭用機器の場合はリサイクルへ
	洗濯ばさみ	産廃
	剪定枝、剪定木	資源 「一廃」として処分する場合は直径20cm、長さ200cm以内
	栓抜き	産廃
そ	扇風機	産廃
	洗面器	産廃
	掃除機	産廃
	掃除機の紙パック	一廃
た	ソファ	産廃
	体温計	産廃

く
▽
た

【区分： 一 廃 一般廃棄物 産 廃 産業廃棄物 資 源 資源物「古紙類・厨芥類(生ごみ)・木くず類」】

た▽は

品名	区分	備考
体脂肪計、体重計	産廃	
台車	産廃	
タイヤ	産廃	
タオル、タオルケット	産廃	材質が天然繊維の場合は「一廃」
タッパー	産廃	
畳	一廃	材質がプラスチック製の場合は「産廃」
棚(金属製)	産廃	
タンス	一廃	特定業種は「産廃」(詳細はP2)
タバコの吸殻	一廃	
タバコの紙箱	資源	銀紙や外装のフィルムを除去
段ボール	資源	
チェーン	産廃	
茶こし	産廃	
茶碗	産廃	材質が木製の場合は「一廃」
チューブ	産廃	
調理くず	資源	特定業種は「産廃」(詳細はP2) 食品リサイクルを心がけましょう
チョーク	産廃	
ちりとり	産廃	材質が木製の場合は「一廃」
机類(金属製)	産廃	
机類(木製)	一廃	特定業種は「産廃」(詳細はP2)
DVD	産廃	
DVDプレイヤー	産廃	
ティッシュ	一廃	
ティッシュの箱	資源	取り出し口のフィルムを除去
テーブル(金属製)	産廃	
テーブル(木製)	一廃	特定業種は「産廃」(詳細はP2)
テーブルクロス	産廃	材質が天然繊維の場合は「一廃」
手さげ金庫	産廃	
デスクマット	産廃	
鉄筋	産廃	
鉄パイプ	産廃	
鉄板	産廃	
テレビ(ブラウン管タイプ)(液晶)(プラズマ)	産廃	家庭用機器の場合はリサイクルへ

品名	区分	備考
テレビアンテナ	産廃	
電気カーペット	産廃	
電気コード	産廃	
電気スタンド	産廃	
電気ストーブ	産廃	
電気ポット	産廃	
電球	産廃	
電子レンジ	産廃	
電卓	産廃	
電話帳	資源	防水加工しているものは「一廃」
トイレットペーパーの芯	資源	
トイレブラシ	産廃	
トースター	産廃	
トタン	産廃	
ドライバー	産廃	
塗料	産廃	
トレイ	産廃	材質が紙製の場合は「一廃」
ナイフ、包丁類	産廃	
苗木等販売用のポット	産廃	
苗箱	産廃	材質が木製の場合は「一廃」
鍋	産廃	
生ごみ	資源	特定業種は「産廃」(詳細はP2) 食品リサイクルを心がけましょう
生花	一廃	
ぬ 布	産廃	材質が天然繊維の場合は「一廃」
ね ネット	産廃	材質が天然繊維の場合は「一廃」
の 農業用ビニール	産廃	
の 農薬	産廃	販売店等に相談
の ノート	資源	
の のごり	産廃	
は 灰	産廃	
は 廃棄食品	資源	特定業種は「産廃」(詳細はP2) 食品リサイクルを心がけましょう
は 灰皿	産廃	
パイプ椅子	産廃	

捨てればごみ、分ければ資源

【区分： 一 廃 一般廃棄物 産 廃 産業廃棄物 資 源 資源物「古紙類・厨芥類(生ごみ)・木くず類」】

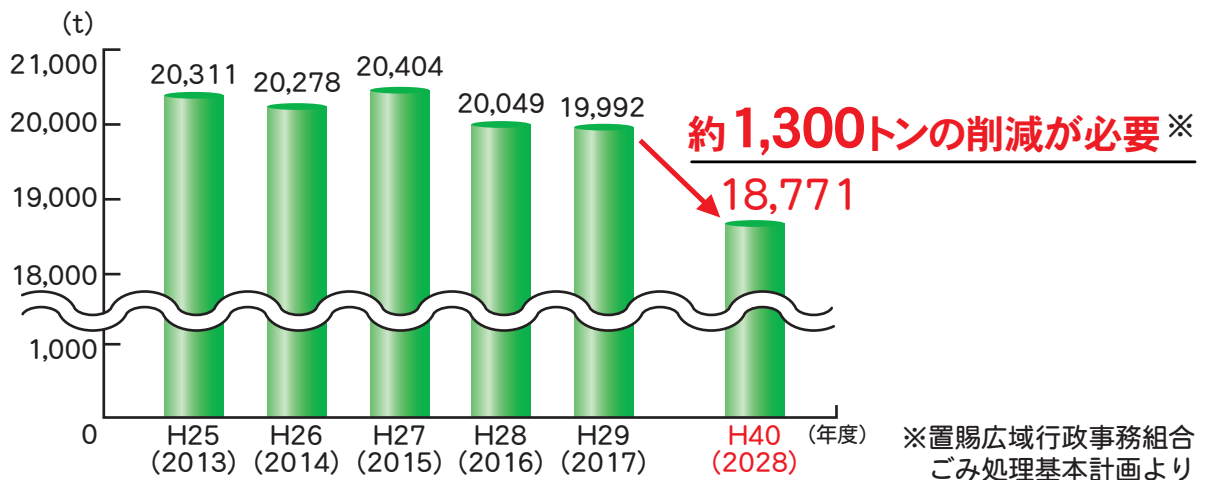
品名	区分	備考
は		
バケツ	産廃	
パソコン(デスクトップ・ノート)	産廃	メーカーでリサイクル
パソコンのディスプレイ	産廃	メーカーでリサイクル
鉢	産廃	
バッテリー	産廃	
発泡スチロール	産廃	
針金	産廃	
ハンガー	産廃	
ひ		
ビデオカメラ	産廃	
ビデオテープ	産廃	
ビデオデッキ	産廃	
PPバンド	産廃	
ビニールクロス	産廃	
ビニールシート類	産廃	
ビニール袋	産廃	
びん	産廃	
ふ		
ファイル	産廃	材質が紙類の場合は「資源」
ファックス	産廃	
フィルム(ネガ)	産廃	
布団	産廃	材質が天然繊維の場合は「一廃」
プラスチック製波板	産廃	
プラスチック製容器	産廃	
プリンター	産廃	
へ		
ペットボトル	産廃	
ほ		
包装紙	資源	防水加工しているものは「一廃」
包装フィルム	産廃	
ホース	産廃	
ポータブルプレイヤー	産廃	
ボールペン	産廃	
ポスター	資源	防水加工しているものは「一廃」
ホッチキス	産廃	
ポリタンク	産廃	
保冷剤	産廃	

品名	区分	備考
ほ		
本	資源	防水加工しているものは「一廃」
ま		
マイク	産廃	
マウス	産廃	
マウスパッド	産廃	
巻尺、メジャー	産廃	
マグネット	産廃	
マットレス	産廃	
まな板	産廃	材質が木製の場合は「資源」
み		
ミシン	産廃	
む		
無線機	産廃	
め		
名刺	資源	防水加工しているものは「一廃」
メガホン	産廃	
も		
木炭、練炭	一廃	燃えがらは「産廃」
モップ	産廃	
や		
やかん	産廃	
野菜くず	資源	特定業種は「産廃」(詳細はP2) 食品リサイクルを心がけましょう
ゆ		
湯飲み茶碗	産廃	
ら		
ラジカセ	産廃	
ラップ	産廃	
ラミネート加工紙	産廃	
り		
リモコン	産廃	
れ		
冷水器	産廃	
冷蔵庫、冷凍庫	産廃	家庭用機器の場合はリサイクルへ
レシート	一廃	
レジ袋	産廃	
煉瓦	産廃	
レンズ	産廃	
ろ		
ローソク	産廃	
ロープ	産廃	材質が天然繊維の場合は「一廃」
わ		
ワイヤー	産廃	
輪ゴム	産廃	
綿	一廃	材質が化学繊維の場合は「産廃」
割り箸	資源	

は
▽
わ

置賜3市5町の事業系ごみの現状と目標

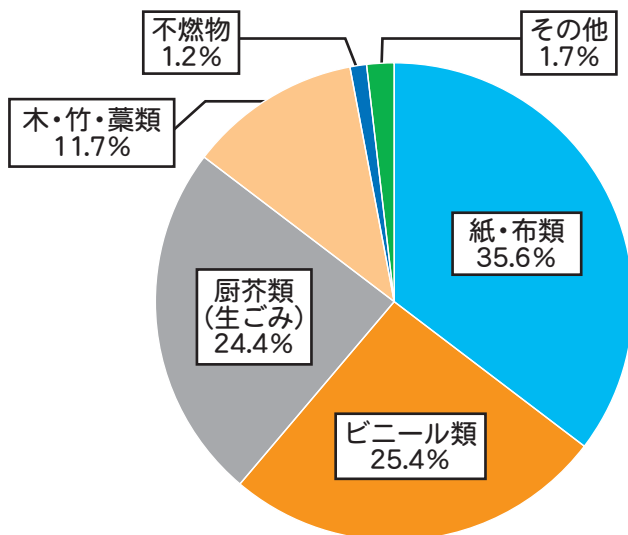
＜＜事業系ごみの搬入量の推移及び削減目標＞＞



近年の事業系ごみの搬入量は、ほぼ横ばいの傾向にありますが、生活系ごみに対する事業系ごみの割合が約36%と全国平均（約30%）と比較して高く、ごみの減量及び資源化に取り込む必要があります。

置賜3市5町は、平成40(2028)年度までに事業系ごみを18,771トンまで削減することを目標としています。

＜＜クリーンセンターに搬入されたもやせるごみの分析結果＞＞



紙・布類	約36%
厨芥類 (生ごみ)	約24%
木・竹・藁類	約12%

もやせるごみは、まだまだ減量及び資源化の余地がある

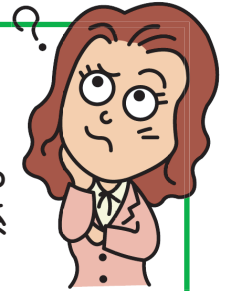
※ごみ質分析のサンプルは、事業系及び生活系ごみが混在しているごみピットより採取しています。
 ※この数値は、平成29(2017)年度ごみ分析結果(乾ベース)に係数をかけ、湿ベースで算出しています。

ごみの減量及び資源化にご協力をお願いします。

事業系ごみに関するQ&A

**Q.1 : お店（事業所）と住まいが一体になっています。
ごみの処理方法は？**

A.1 : 事業所とお住まいが一体になっている場合でも、事業所から出たごみは事業系ごみです。ご家庭から出たごみは生活系ごみとして区別して処理してください。（詳細は表紙裏）



Q.2 : どうして事業系ごみは市や町で収集しないの？

A.2 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律により事業活動に伴って生じたごみは、事業者が自らの責任で適正に処理することが義務付けられています。廃棄物の減量及び資源化をより一層推進するため、ごみを出した事業者の責任で自ら処理していただくこととなります。
（詳細はP2）

Q.3 : クリーンセンターに直接搬入することはできるの？

A.3 : 置賜地域で発生した事業系一般廃棄物は千代田クリーンセンター、長井クリーンセンター、小国中継施設に搬入することができます。産業廃棄物は搬入できません。古紙類などの資源物は、リサイクル事業者（詳細はP4～6）にご相談ください。

Q.4 : 収集運搬業者はどのように選ぶの？

A.4 : 収集運搬業者を選ぶ際は、収集運搬を依頼したいごみについて、収集運搬許可を受けているか確認する必要があります。詳しくは県又は市町にお問い合わせください。（詳細はP14）
また、料金等は、引渡量や収集頻度によって異なります。詳細は各事業者にお問い合わせください。
無許可業者に委託した場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第6項、第12条第5項、第12条の2第5項違反（委託基準違反）となり、罰則（5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科）の対象となります。

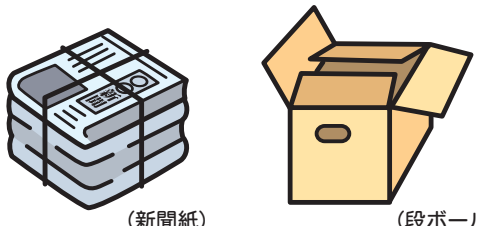

Q.5 : 事業所がリサイクルするとメリットはあるの？

A.5 : 事業所がリサイクルするメリットはあります。
ごみを分別せずに一般廃棄物の収集運搬許可業者に処理を依頼した場合、古紙類などの資源物も廃棄物として処理料が必要です。
しかし、古紙類などの資源物をリサイクルすることにより、従来の処理料を抑えられる可能性があります。
また、事業所のイメージアップにもつながります。



MEMO

★リサイクル事業者などの連絡先を記入しておくくと便利です。★

資源物としてリサイクル	(例) 古紙類	 <p>(新聞紙) (段ボール)</p>	古紙類リサイクル事業者
	事業者名： _____	電話： _____	
	(例) 厨芥類 (生ごみ)	 <p>(生ごみ)</p>	厨芥類リサイクル事業者
	事業者名： _____	電話： _____	
(例) 木くず類	 <p>(剪定枝) (木製家具)</p>	木くず類リサイクル事業者	
事業者名： _____	電話： _____		
(例) 一般廃棄物	 <p>(ティッシュくず) (草)</p>	一般廃棄物収集運搬許可業者	
事業者名： _____	電話： _____		

お問い合わせ先

事業系一般廃棄物(全般)について

米沢市環境生活課	0238-22-5111	長井市市民課	0238-87-0681
南陽市市民課	0238-40-8256	高畠町生活環境課	0238-52-1596
川西町住民生活課	0238-42-6618	白鷹町町民課	0238-85-6131
飯豊町住民税務課	0238-87-0514	小国町町民税務課	0238-62-2260

産業廃棄物について

山形県置賜総合支庁環境課廃棄物対策担当 0238-26-6034

事業系一般廃棄物の搬入について

搬入先	ごみ処理手数料	受付日時
<ul style="list-style-type: none"> ・千代田クリーンセンター 高畠町夏茂2933 / 0238-57-4004 ・長井クリーンセンター 長井市舟場30-1 / 0238-84-6911 ・小国中継施設 小国町大字沼沢1616 ※お問い合わせは、長井クリーンセンターへ 	<p>10kgあたり 180円</p> <p>【10kg未満でも180円 となります】</p> <p>※平成31(2019)年1月時点</p>	<p>土、日曜日及び祝日を 除く平日</p> <p>(ただし12月29日～1月3日は休み)</p> <p>午前9時～正午 午後1時～午後4時</p>

※平成31(2019)年1月作製